

I いじめの防止に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の人権及び学習権を著しく侵害し、その心身の健全な成長並びに人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、全ての生徒がいじめをすることなく、他の生徒に対しておこなわれるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、人権的観点を踏まえ、いじめ防止等のための対策をおこなう。

(いじめ禁止)

生徒は、学校の内外を問わず決していじめをおこなってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめがおこなわれることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めるものとする。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処しさらにその再発防止に努める。

II いじめ防止対策の基本となる事項

1 基本方針

- (1) 子育て平和都市宣言と稚内市の子育て運動のもと、学校・家庭・地域の力あわせ（学びあい）をおこない、地域ぐるみで子どもたちを健やかに育成する。
- (2) 南地区子育て支援ネットワークを活用し、子どもたちをみんなで育てる意識を高めるとともに、必要に応じて稚内市子ども支援指針を効果的に活用し、関係機関と連携をする。
- (3) 豊かな心育ちの目標（3つの正義）「素直な反省と謝罪」「いじめは許されない」「迷惑をかけない」について生徒・教職員・保護者が共通に取り組むものとする。
- (4) 「学びあい」を通して他人を思いやる気持ちや感謝の気持ち、仲間と協力してやりとげる素晴らしさを実感させる。

2. いじめに対する基本的な対策

(1) 予防に関すること

- ①学級・学年・部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- ②いじめを早期発見するために、全校生徒を対象に定期的な調査を実施する。
- ③全校生徒を対象に個別の二者面談を開催する他、保護者を交えた三者面談を必要に応じておこない共感的かつ的確なヒアリングを実施する。
- ④生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
- ⑤保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。

⑥教育相談活動の充実を図る。

⑦インターネット、携帯、スマホ等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できる教員の資質向上に努める。

(2) 相談に関すること

①生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。

②教育相談活動の充実を図る。

③心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。

3. いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策推進委員会」の設置

①いじめの防止等を効果的におこなうため、南地区子育て支援ネットワークを「いじめ防止対策推進委員会」として機能させ、定例会議及び必要に応じて臨時会議を開催する。

②稚内市教育相談所、適応指導教室「つばさ学級」と日常的に状況を交流するものとする。

(2) いじめに対する措置

①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置をとる。

4. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの発見・防止のための取り組みに関する項目を設定し、適正に自校の取り組みを評価する。